

小美玉市省エネエアコン買換え補助金のお知らせ

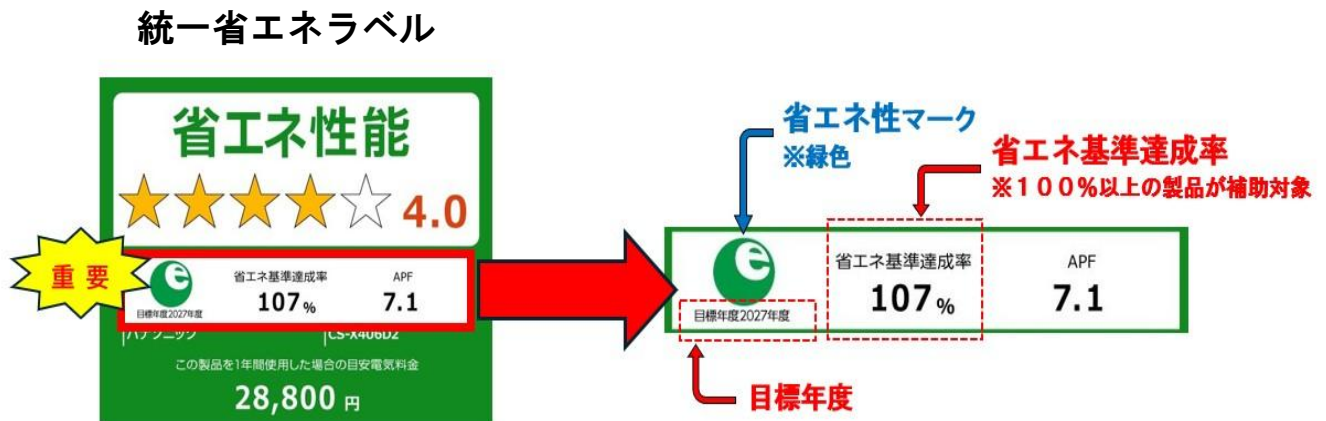
国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、省エネルギー性能に優れたエアコンへの買換えを支援するため「小美玉市省エネ家電買換え補助金」を始めます。

◆対象者の主な条件

- ① 令和8年9月18日(金)以降、令和9年2月26日(金)までに、茨城県内の店舗から10万円以上の新品の省エネエアコンに買い替えし、市内の自宅に設置した方
※申請は1世帯あたり1回限り ※本体価格のみ対象
- ② エアコンの購入及び交付申請の両方の時点で、市内に居住し、かつ市の住民基本台帳に記録されている方
- ③ 申請時点で申請者本人及び同一世帯員に市税の滞納がないこと
- ④ 暴力団及び暴力団員等に該当しない方
- ⑤ 申請者及びその世帯員がこの補助金の交付を受けていないこと
- ⑥ 買換え前の古い機器を適正にリサイクルしていること
- ⑦ 省エネ家電の転売等を目的とした購入でないこと

◆対象家電

目標年度2027年度における省エネ基準達成率100%以上のエアコン



◆助成額

対象家電本体の購入費用(税抜) ※設置工事費・処分料・消費税等は除く

購入額(税抜)	助成額
10万円以上	3万円

◆受付期間

令和8年11月2日(月)から令和9年2月26日(金)まで

※受付期間でも申し込みが予算枠に達した時点で受付終了します。

◆提出書類

申請書の提出は、市役所【環境課】窓口にご持参ください。(郵送不可)

原則、申請者は購入した方となります。

- ① 交付申請書兼請求書 ※ホームページまたは環境課窓口にあります。
- ② レシート又は領収書の写し(購入日、購入店舗、型番及び支出の内訳の記載があるものに限り)
- ③ メーカー保証書の写し
- ④ 古い機器が設置されていたことが分かる写真及び補助対象家電を設置したことが分かる写真
- ⑤ 家電リサイクル券排出者控の写し(排出者氏名、お問い合わせ管理表番号及び品目の記載があるものに限り)
- ⑥ 補助対象家電の省エネルギー基準達成率が確認できる資料
- ⑦ 補助金申請の同意・誓約事項
- ⑧ 申請者本人の口座情報のわかる書類等の写し
- ⑨ その他市長が必要と認める書類など

※詳しくは市ホームページをご覧ください。



QR

詳細はこちら

◆注意点

- ①申請できるのは、令和8年9月18日(金)から令和9年2月26日(金)までに購入・設置したエアコンで、令和8年11月2日(月)から令和9年2月26日(金)までに申請を完了できる方に限ります。
- ②購入費用について国又は地方公共団体が行う他の補助制度により補助を受けている方は対象外です。たとえば、小美玉市が発行している「元気再生プレミアム商品券」「小美玉市高齢者支援商品券」との併用はできません。
- ③補助の対象になるのは、エアコン本体の金額(税抜)のみで、設置工事費や家電リサイクル料金、配送料、保証書等の経費、割引券やクーポン券、販売店等のポイントで支払った費用は対象外となります。

【お問い合わせ先】

小美玉市役所 市民生活部 環境課
0299-48-1111(内線 1141・1142)